

洲本市 都市計画 マスタープラン



令和4年3月



目次

序章	1
第1章 洲本市の特徴	3
1-1. 洲本市の特徴	3
1-2. 上位・関連計画	32
1-3. 住民意向	36
第2章 時代の潮流	37
第3章 まちづくりの主要課題	39
第4章 全体構想	40
4-1. 将来の都市のすがた	40
4-2. 部門別整備方針	47
第5章 地域別構想	68
5-1. 洲本北部地域	70
5-2. 洲本中部地域	77
5-3. 洲本南部地域	86
5-4. 五色地域	93
第6章 実現化に向けて	100
用語集（五十音順）	103



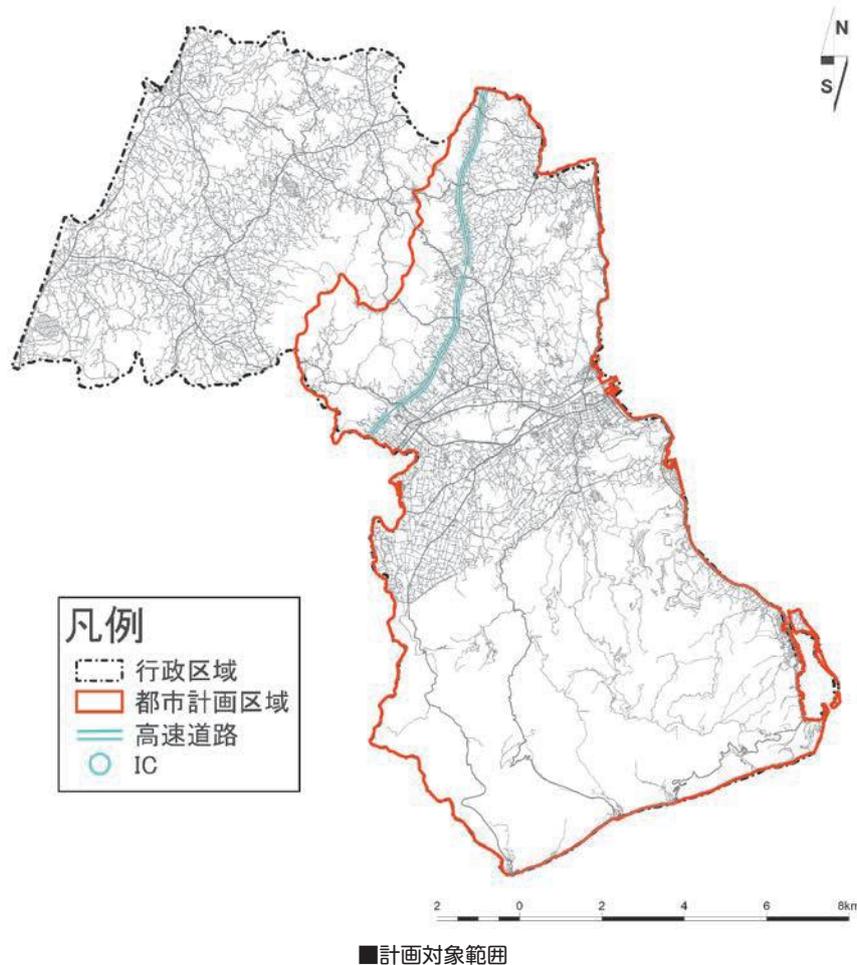
1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を明らかにするとともに、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

2 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

本計画では都市計画法の「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」という基本理念に基づき、本市における一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域内だけでなく都市計画区域外も含めた全域を対象区域とします。

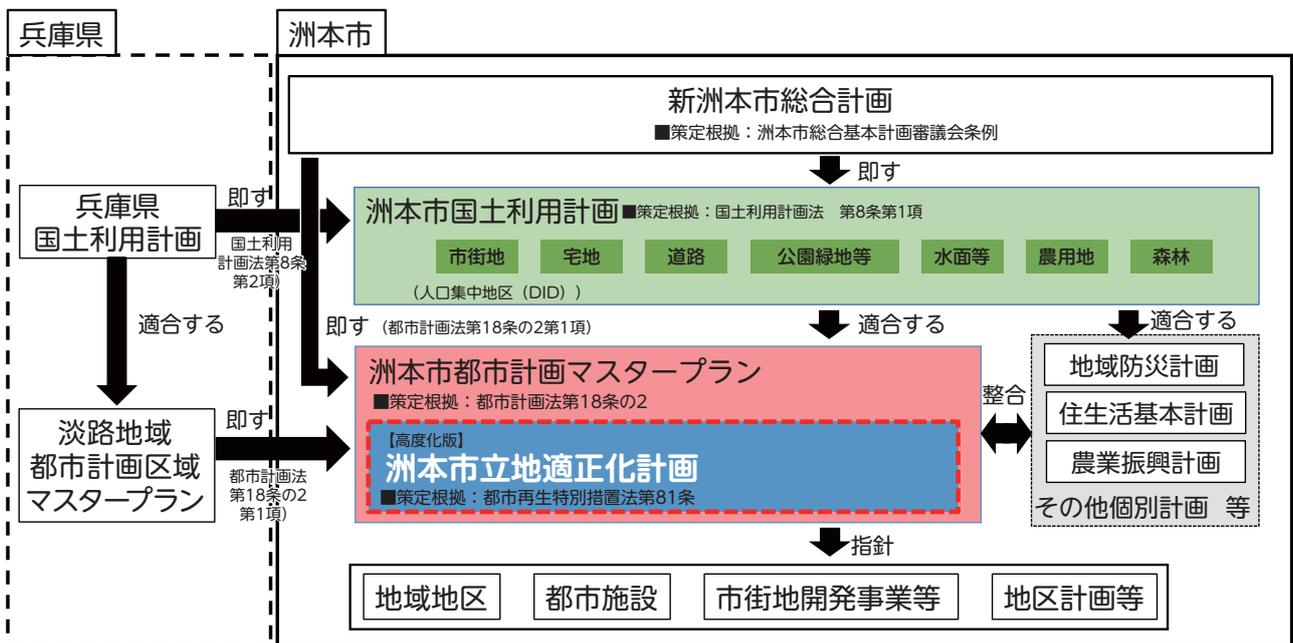


(2) 計画の期間

令和 4 (2022) 年から 20 年後を見据えながら、計画期間を 10 年後の令和 13 (2031) 年までの 10 年間とします。なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

「洲本市都市計画マスタープラン」（以下「本計画」という）は、「新洲本市総合計画（平成 30（2018）年 5 月策定）」や県が定める「淡路地域都市計画区域マスタープラン（令和 3（2021）年 3 月策定）」に即して定めるものです。また、「都市計画マスタープラン」が、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度のツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。



■洲本市都市計画マスタープランの位置づけ